

財務省告示第四百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年十月三十日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第九十

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

四 法の公債の発行の特例等に關す

五 十八年度における財政運営のた

六 めの法律（平成十八年法律第十一

七 号）第二十条第一項並びに国債整

八 理基金特別会計法（明治三十九

九 年法律第六号）第五条第一項及

十 び第五條ノ二）第五條第一項及

十一 社債等の振替に關する法律（平

十二 成十三年法律第七十五号）以下

十三 振替法」という。の規定の適

十四 用を受けるものとし、その振替

十五 機關は日本銀行とする。

十六 価格を競争に付して行われる入

十七 札（以下「価格競争入札」とい

十八 う。）による発行（以下「価格競

十九 争入札発行」という。）及び価格

二十 競争入札と同時に行われる入札

二十一 であつて、財務大臣が各国債市

二十二 場特別参加者ごとに応募限度額

二十三 を定めるものによる発行（以下

二十四 「国債市場特別参加者・第 非

五

方募入
法入決
定の

各申込みのうち応募価格の高い

口

国債市場
特別参加
者・第
非価格競
争入札競
行争額

各債市場特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

八

国債市場
特別参加
者・第
非価格競
争入札競
行争額

各債市場特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

イ
発

国債市場
特別参加
者・第
非価格競
争入札競
行争額

額面金額で七千二百九十九億円
のうち、財政法第四十一条の規

定に基づき発行した付国債に
ついで、額は五百九十
八億六千三百五十万円の平成十
八年度における財政運営のため

価格競争入札発行」という。及び
価格競争入札の募入の決定を
し、その後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第一非価格競
争入札発行」という。）

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.3 \times 40}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合においては、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十六	償還期限	平成三十八年九月二十日
十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四 初期利子

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
十 大 銀 金
八 臣 行 額
年 から 通 百
十 知 円
三 を につ
十 受 き
日 け 百
者 円